

あおり運転行為は止めよう!



あおり運転とは、一般的に前方を走行する車に対して進路を譲るよう強要する等の妨害を目的とする運転の行為と言われています。

自分では認識していなくても、相手に“あおり運転”と思われる場合もあるので、車間距離や車線変更等は十分な余裕をもつようにしましょう。

《妨害を目的とする運転とは?》

- 前者との車間距離を必要以上に詰める行為 → **車間距離不保持**
- 急な割り込みや幅寄せをする行為 → **進路変更禁止違反・急ブレーキ禁止違反**
- パッシング、クラクションを鳴らす行為 → **減光等義務違反・警音器使用制限違反**
- 左から追い越しする行為 → **追い越し違反**

等の違反に該当します。もし、あおり運転行為を受けたら警察施設やサービスエリア等の安全な場所へ避難するとともに、ドアロックをしたうえで、110番通報をして下さい。



付知交番だより

付知交番
82-3022

中津川警察署公式YouTubeチャンネル【たれみちゃんネル】を開設しました!



みなさんの安全安心な暮らしにつながる情報を配信していきます。チャンネル登録よろしくお願います!



中津川警察署公認キャラクター たれみちゃん

中津川警察署のホームページはこちらです!



キャッシュカードを絶対に渡さないで!!

実際にありました

「カードを新しいものにしますのでキャッシュカードをお預かりします。」



市役所、警察官、銀行協会、大型電気量販店の店員などを名乗り、還付金等の手続きを名目にして、カードを受け取りに来る事案が**市内で発生**しています。

キャッシュカードを絶対に手渡さないで下さい!!

